長崎県知事 大石 賢吾 様

公益社団法人長崎県看護協会 会長 日野出 悦子

要 望 書

長崎県において、2024年3月、県民一体となって、良質でかつ適切な医療を効率的・効果的に利用できる体制づくりを目指して、第8次長崎県医療計画が策定されました。

本県の場合は、少子高齢化が全国的に早いスピードで進み、2025 年を目前に控え、療養の場は医療機関から地域へと着実に広がっており、医療、福祉、介護サービスは増加傾向にあります。特に、地域では、在宅医療と医療機関をつなぐ役割を持つ看護職は、人々の多様な健康課題に十分な看護の力を発揮していることから、その機能強化が求められています。

地域の人々がいかなる健康状態にあっても、多職種協働や連携により、患者や療養者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供される質の高い医療・看護提供体制は欠かせません。そのためには、在宅医療・看護・介護に携わる質の高い看護職の十分な確保が不可欠であり、また、どの世代の看護職も安心して継続的に仕事ができる職場環境の整備が求められます。

2040年を見据え、看護が必要とされるあらゆる場で、専門職として、県民のニーズや期待に応えていくために、以下の事項について要望するとともに、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項

- 1 次世代につなぐ人材確保への取組について
- 2 看護職の活躍推進を図るための取組について
- 3 特定行為研修修了者の活躍促進について

- I. 次世代につなぐ人材確保への取組について
 - 1) 看護の魅力発信に関する支援
 - ●少子化の進行及び職業選択の際の選択肢が多様化する中、看護職の確保は困難化することが見込まれる。将来の職業選択において重要な時期である中高生を対象とした看護職の仕事の理解と魅力発信について、更なる強化を図られたい。

【回答】

- 〇少子高齢化で看護学生や新卒の就業者が減少傾向にある中、看護職員の確保は、今後の地域 医療を支える上で重要な課題であり、特に若い世代の方が、看護の仕事の魅力を理解してい ただくことが必要であると認識しております。
- ○長崎県看護協会主催の「看護への道フェア」については、看護体験、現役看護職員との交流 などの工夫した内容で今年度も実施いただき、高校生やその保護者など多くの方々が看護 の仕事へ身近に触れる貴重な機会であったと伺っています。今後、県も企画段階から連携す ることで、より効果的な取組へつなげていきたいと考えております。
- ○看護の魅力発信について、県では、看護の魅力や県内で働く魅力を感じていただき就業してもらえるよう、情報を一元化したwebサイトを今年度新たに作成し総合的な発信を行う予定です。その中で、中学生・高校生が看護を身近に感じ、進路選択の際に看護職員を志すことにつながるよう、県内で働く看護職員の様子も掲載する予定ですので、適任の方をご紹介いただくなどご協力のほどよろしくお願いいたします。

2) 長崎県看護職員修学資金貸与制度助成の拡充

●看護師の育成地盤を強化するために、看護学生への修学資金の貸与人数の拡大、条件の緩和、貸 与額の増額及び修学資金貸与制度のPRの強化を図られたい。

- ○看護職員修学資金貸与制度は、卒業生の県内定着を目的としており、安定的な看護職員確保 への効果的な事業であるため、厳しい財政状況の中でも、令和3年度から新規貸与枠の拡大 を行っています。
- 〇修学資金の返還免除要件については、従来、国が定めた基準から県の状況を踏まえた改正を 行い、返還免除対象施設は、200床以上500床未満の病院も対象に加え、返還免除対象施設 での従事期間を短縮しています。
- ○卒業後、県外に就職し返還となる事例もあることから、返還免除対象施設等の要件、貸与額 については、県内看護職員の需給の動向を注視しながら、引き続き看護師等学校養成所との 連携強化による県内就業促進に努めてまいります。
- ○また、制度のPRについては、高等学校への資料配布や県広報誌での周知のほか、今年度開 設する看護ポータルサイトにおいて、看護の魅力とともに発信してまいります。

2. 看護職の活躍推進を図るための取組について

- 1) 就業継続に向けた働き方の支援
 - ●看護職一人ひとりが生涯働き続けられる勤務環境づくりのために、医療勤務環境改善支援センターにおいて、看護職に向けた積極的な発信を図られたい。
 - ●看護師が専門性を必要とする業務に専念でき、看護チームとして質の高い看護を提供するためには、看護補助者との協働は欠かせない。看護補助者の確保・定着に取り組むためのナースセンター 事業の拡充及び看護補助者の確保対策の推進を図られたい。

【回答】

- ○医療勤務環境改善支援センターでは、これまで医療機関の勤務環境改善に向けた取組に対する 支援を行っております。これまで支援した取組は、看護職の勤務環境改善等を図るものが多く、一 定の効果も見られているところです。今後は、県看護協会など関係機関にも情報を共有し、さらに 広く周知を図ってまいります。
- ○看護補助者の確保については、令和5年度に改定された国の「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」において、看護師等の確保のためには、看護補助者が実施可能な業務は看護補助者が担っていく環境の整備や、看護補助者の社会的な認知の向上に努めること、都道府県ナースセンターにおいて、地域の実情や病院等のニーズに応じて、看護補助者の無料職業紹介も実施することが重要であるとされています。
- ○県としましては、まずは、県看護協会と連携し、病院等での看護補助者確保における現状の把握や 課題の精査に努めてまいります。

2) 市町への統括保健師配置について

●組織横断的なネットワークを機能させる統括保健師は、災害感染症などの健康危機管理体制整備を図るうえでも、市町の統括保健師の配置は急務であることから、市町に対し、統括保健師の配置について推進を図られたい。

- ○保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、人材育成や技術面での指導・調整を行う『統括保健師』の配置は、非常に重要であると考えております。
- 〇令和5年4月1日に改訂された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」においても、市町村への統括保健師の配置が明記され、より一層の推進が求められているところです。
- ○長崎県の中核市を除く県内19市町の統括保健師の配置については、令和4年度で7市町 (36.8%)、令和5年度で8市町(42.1%)と令和5年度における都道府県内市町村の配置 率の全国平均69.6%を下回っている状況にあります。
- ○令和5年度には統括保健師配置推進のため、令和4年度に実施した調査で統括保健師の必要性を感じているが配置に至っていないと回答した5市町に対して、個別にヒアリングを実施し、配置に向けての働きかけを行うとともに、全市町長あてに通知を発出し、統括保健師

の役割と配置促進について理解を求めました。

- ○さらに、市町職員を対象とする管理期保健師研修会及び情報交換会の開催にあたっては、 「統括保健師」をテーマとし、統括保健師の役割や必要性について再認識する機会を設けま した。
- ○その結果、本年度は新たに3市で統括保健師が配置されています。
- ○今後も引き続き、未配置の市町に対し、県立保健所に配置している圏域統括保健師と連携して配置に向けて働きかけていくとともに、研修等により統括保健師の資質向上も図ってまいります。
- 3. 特定行為研修修了者の活躍促進について
- 1) 特定行為研修修了者の確保
 - ●特定行為研修修了者の増加のためには、医師の理解や協力が不可欠であることから、医師へ理解促進に繋がるよう積極的に働きかけていただきたい。
 - ●一般県民に対し、看護師による特定行為実施の認知度を高めるため、県主体の県民公開講座等を開催するなど、研修修了者が働きやすい環境の整備を図られたい。

- ○特定行為研修を修了した看護師(以下、修了者とする。)については、在宅医療への対応や 感染症の発生、まん延等における迅速な対応、医師の働き方改革などにより、限られた人材 でチーム医療を推進するため、その役割が期待されています。
- ○修了者の確保及び活躍促進には、所属施設での理解や体制整備が不可欠であるため、医師も 含めた施設管理者等を対象として、特定行為研修制度及び修了者の活躍による効果について 周知、啓発する機会が必要と考えております。
- ○一般住民に対する特定行為研修制度の周知についても、今後必要ではありますが、令和5年度 に県看護協会が修了者を対象に実施された調査結果にありますとおり、県としてはまず、修 了者が活躍できる体制づくりを促進する必要があり、修了者が所属する医療機関への働きか けや修了者のフォローアップに取り組むことが重要であると認識しております。
- 2) 指定研修機関の増設と研修体制の支援の充実
 - ●県内の医療機関に対し、指定研修機関の新設を働きかけていただきたい。
 - ●指定研修機関が効果的・効率的な研修運営を図るためには、人員の増員と運営費の補助を引き続き国へ要望していただきたい。
 - ●研修が長期になるため、代替要員に対する人件費の補助を図られたい。

- 〇特定行為研修を行う指定研修機関は、ご存知のとおり厚生労働省令で定める基準を満たした上で、申請に基づき厚生労働大臣が指定するとされており、県内には令和2年度、2か所に設置されています。
- ○県では、指定研修機関設置の相談があった場合は随時、九州厚生局、厚生労働省へ確認しながら情報提供を行っているところです。今後は、県内医療機関等へ研修制度周知と併せて、指定研修機関設置を働きかけるとともに、国に対し、関連予算の十分な確保が図られるよう、引き続き様々な機会を捉えて要望してまいります。
- 〇また、研修受講に関する課題については、令和5年度に県看護協会が看護管理者を対象に実施された調査結果によりますと、「人員不足」「希望者がいない」「長期出張の制度がない」など多岐にわたっています。修了者の確保や活躍促進に向けては、県の研修受講費補助の事業を活用いただきながら、県としては医療機関での理解や体制整備の促進に向けて、引き続き取り組んでまいります。